

瀬戸市水道事業告示第 1 号

平成 19 年瀬戸市水道事業告示第 1 号（瀬戸市水道事業に係る徴収又は
収納事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、平成 29 年 4
月 1 日から施行する。

平成 29 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
瀬戸市水道料金の収納 事務	三菱UFJニコス株式 会社	瀬戸市水道料金の収納 事務	株式会社エヌ・ティ・ ティ・データ東海
		瀬戸市水道料金の収納 事務	三菱UFJニコス株式 会社